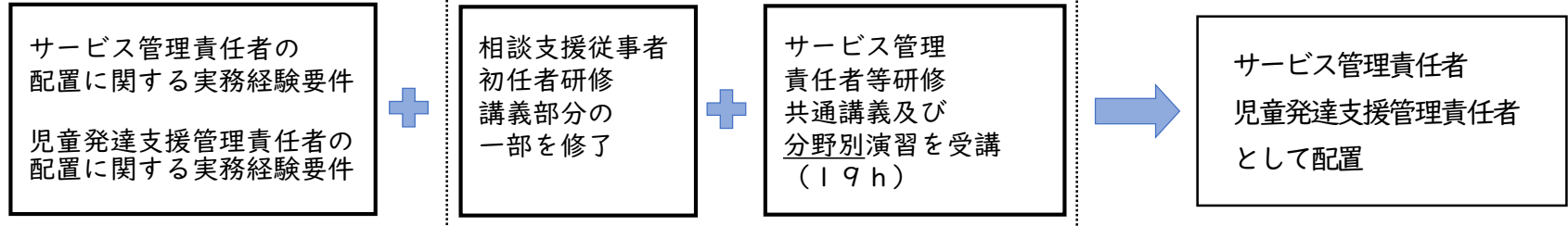
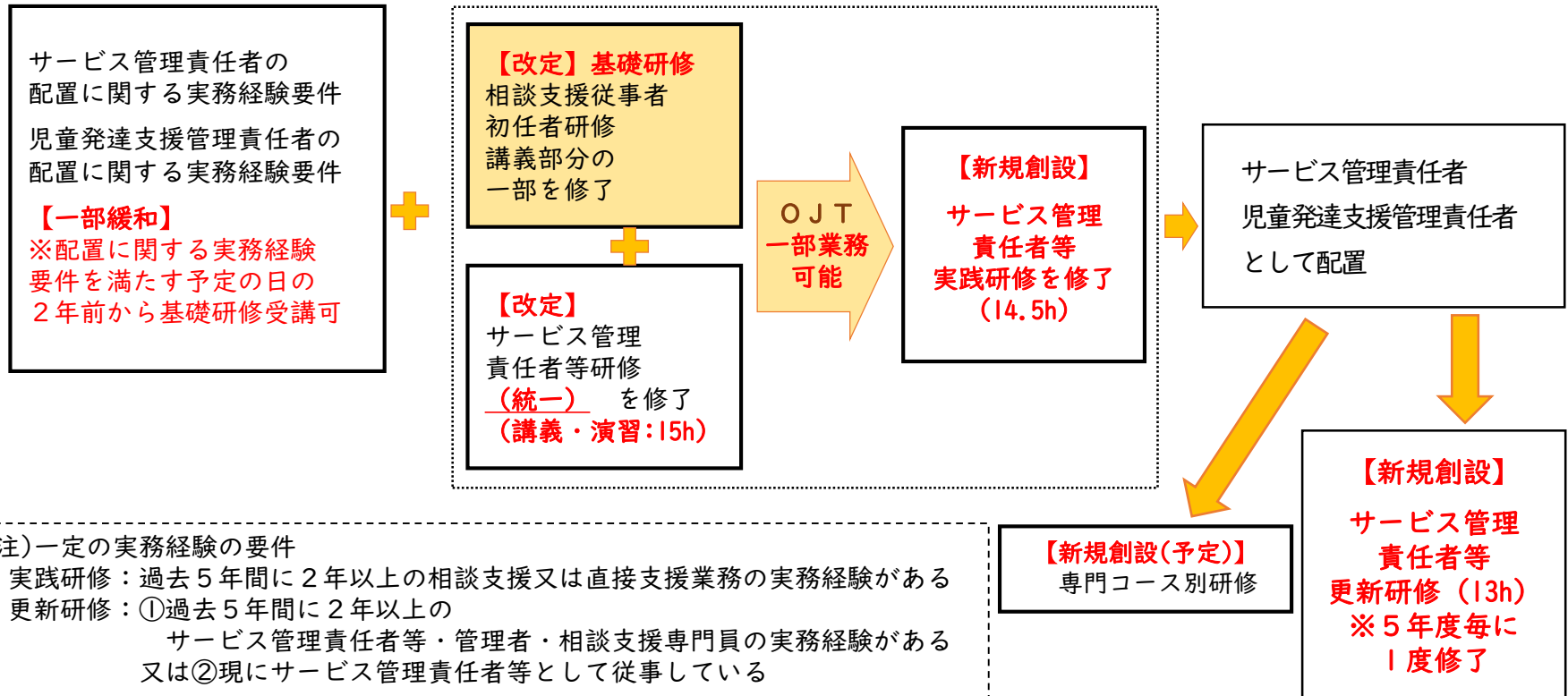


サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

旧

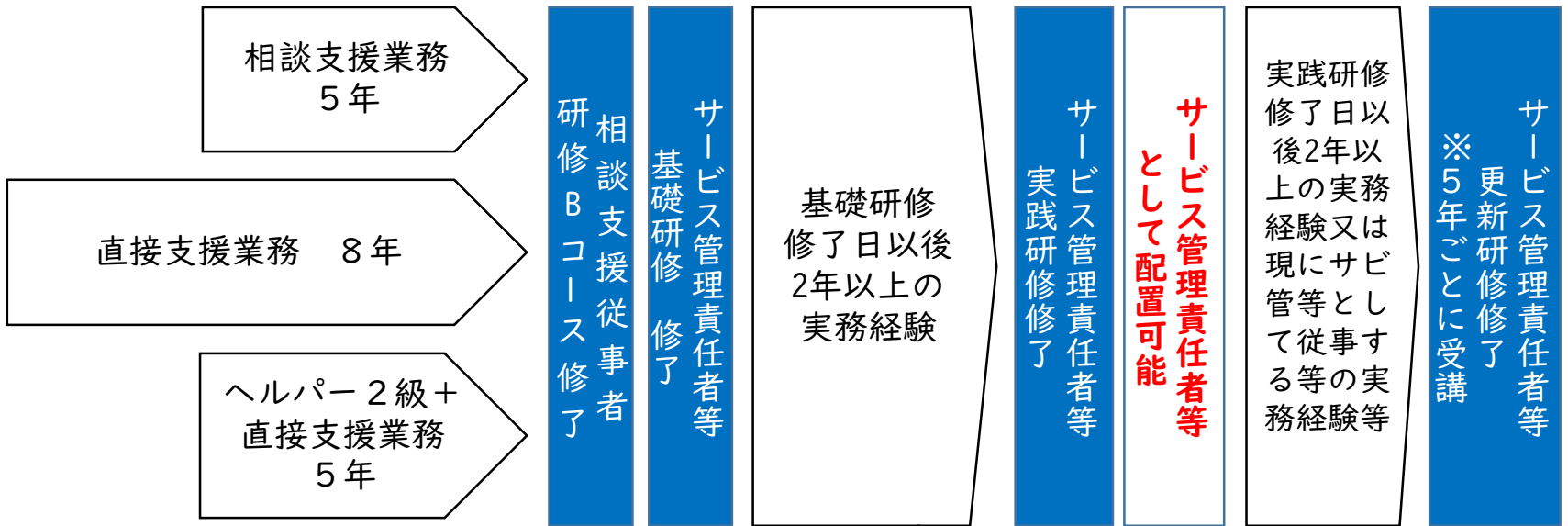


改定後



H31年4月1日以降のサービス管理責任者等の要件の例（R4年度に基礎研修を受講）

H26年度	...	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	...	R12年度
-------	-----	------	------	------	------	------	------	-----	-------



※サービス管理責任者等基礎研修については、実務経験が必要年数より2年満たない段階から、受講可能です。（例：直接支援業務であれば、6年以上で受講可能）

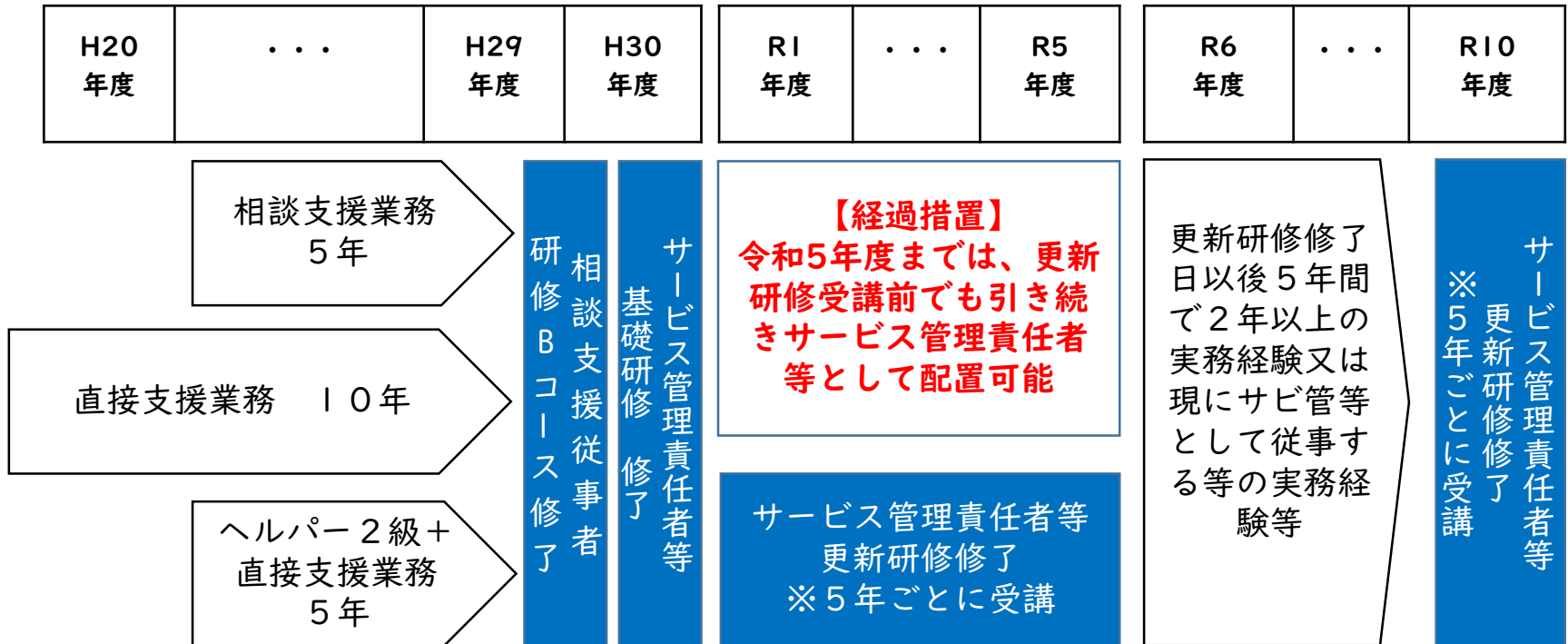
既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者としては配置可能

R1～R3年度のサービス管理責任者等基礎研修を受講した場合(例:R1年度に基礎研修を受講)



※サービス管理責任者等基礎研修については、実務経験が必要年数より2年満たない段階から、受講可能です。(例:直接支援業務であれば、6年以上で受講可能)

H31年3月31日までにサービス管理責任者等研修を受講した場合の例



サービス管理責任者の実務経験要件について

<実務経験となる業務の範囲等>

障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）
の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務

必要な実務
経験年数

①相談支援業務
 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務

5年以上

有資格者等の
場合

①-2 国家資格等(※)による業務に5年以上従事している者
 （国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）

※医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、
 介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、
 柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士

3年以上

②直接支援業務
 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、
 動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務

8年以上

有資格者等の
場合

②-2 次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）
 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（**介護福祉士**、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）
 (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者
 (3) 保育士
 (4) 児童指導員任用資格者

5年以上

②-3 国家資格等(※)による業務に5年以上従事している者
 （国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）

※医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、
 介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、
 柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士

3年以上

児童発達支援管理責任者の実務経験要件について

<実務経験となる業務の範囲等>

